

平成23年5月23日  
(財) 食品産業センター

## 福島第一原子力発電所事故に伴う 食品産業への被害状況について

### 1. 食品産業に発生している損害

食品は「食べる」ものであるという性質上、国内外を含めて消費者、販売者、製造業者、外食関係企業等はその安全性に極めて敏感である。このため、今般の原子力発電所事故により、食品産業においては、避難区域の設定、出荷制限指示に伴う損害のみならず、業種横断的にさまざまな損害が生じている。

具体的には、

- (1) 放射能検査に係る機器の購入費・人件費、検査証明取得費等のコスト増大
  - ・ 出荷制限等の対象食品以外でも、工場所在地域で、水道水から放射性物質が検出されたため、水・製品等の検査設備を導入。
- (2) 加工食品用及び外食・中食用等における原材料の調達先変更に伴うコストの増大、生産の停滞
  - ・ 出荷制限等の影響で、野菜、乳製品等が調達できず、メニューを全面見直し（惣菜）。
  - ・ 福島県、茨城県等の契約栽培の停止に伴う農家への補償措置、調達先変更に伴う原料原産地名など包装資材の変更（漬物、果汁）。
  - ・ 福島県産の食材の使用を強調表示していたが、強調表示が困難。
  - ・ 今後収穫される農産物原料の使用が確実にできるか見通せない。
- (3) 取引先から製品・原材料に加え、包装資材・キャップの放射能安全証明書の提示要求等による費用・人件費の業務負担発生
- (4) 節電対策による生産量及び販売減少
  - ・ 数時間以上の発酵工程を要する製造ラインの稼働率の大幅な低下（ヨーグルト、パン、納豆）。
- (5) 自家発電機の設置の許認可・購入・ランニングコストの増大
  - ・ 現状未使用でも再レンタルが難しいため、自家発電機を継続しレンタル。

- (6) 海外原料の輸入の遅れ・障害
  - ・貨物船が被災地及びその周辺の港湾への寄港を忌避。
- (7) 加工食品用原材料や包装資材の輸出停止に伴う海外工場の在庫不足による現地生産の停滞
  - ・調味料、容器のキャップ等の輸入が停止されている中国等にある工場では代替品の確保が困難なため、操業が困難に。
- (8) 輸出用発注済み製品のキャンセル・返品
  - ・EU、中東、北米方面に輸出している商社から大量のキャンセルを受け、国内では需要のない、海外向け規格の製品が廃棄せざるを得ない状況（漬物）
  - ・問屋経由で東南アジア、北米向けに輸出しているが、問屋が輸出トラブルを恐れて輸出がストップ（菓子）
- (9) シップバック損害、輸入国の港に留め置かれ、倉庫代等の発生
- (10) 青果、水産物等の生鮮食料品等を取扱う卸・仲卸売業者において、返品、契約破棄及び取引の不成立が生じるとともに、市場価格が低落。さらに返品等に伴う廃棄処分等に要する追加的費用の発生
  - ・出荷制限や運送業者の運送拒否によって入荷量が減少。代替品調達のため、トラックの手配等、追加的な費用が発生。

等の損害が出ている。

## 2. 今後見込まれる食品産業への影響

上記のような状況の中、今後は更に、食品産業において下記のような影響を受けると考えられる。

- (1) 原子力災害が長期化すれば、国内工場及び外食店舗等の生産コストが増大し、売上・雇用等に悪影響を及ぼす。
- (2) 電力の使用制限により、生産性の低下、機械ロスの発生と固定費の増大による原価上昇が想定。
- (3) 加工食品の安全性証明発行への要望や、国産原料の原産地の開示要求が続いた場合、証明書類作成による業務負担の増大が懸念される。
- (4) 原子力災害問題が収束したとしても、当該地域産食品への風評被害は継続する可能性がある。
- (5) 風評被害による海外市場の日本食離れが心配であり、日本食レストランの客足低下や、同レストランを顧客とする製造業の売上減が予想される。

### 3. 食品産業の損害の範囲

上記のような状況を踏まえ、食品産業の損害の範囲として、特に下記事項を認定して頂く必要があると考える。

- (1) 現在、放射能検査は各企業が負担しているが、本来事故がなければ発生しない負担であるので、放射能検査に係る機器の購入費・人件費等を含め、検査に係る費用は賠償の対象となる損害に該当すること。
- (2) 出荷制限指示又は出荷自粛要請に伴い加工食品用及び外食・中食用等の原料の調達先の変更を余儀なくされた場合の製造コストの増大分、出荷制限指示等に伴い加工食品の生産や外食・中食の販売が停滞した場合の減収分について、当該出荷制限指示等により通常生ずる損害として賠償の対象に該当すること。
- (3) 輸出先国の通関停止や原料調達先の変更に伴い実質的に損害を受けた金額等については、取引関係書類等により明確となっている損害額は、賠償の対象に該当すること。
- (4) 出荷制限指示又は出荷自粛要請等が行われたことにより、対象区域及び品目以外についても、返品、契約破棄、取引の不成立、価格下落等の損害が発生しており、賠償の対象となる損害に該当すること。

# 食品産業における損害（実態の一例）

<参考>

- 放射能検査に係る機器の購入費、社内外での分析費用の負担
- 節電対応のための、発電機の導入費用負担
- 加工食品用原材料の調達および海外への供給難による負担増と機会損失による利益減 など

業種	放射線分析にかかる費用負担増		原材料・包材調達/移動に係る被害	節電対応に対する設備導入等
	測定機器購入	社内外検査コスト増		
乳業メーカー	12百万円 Ge型・NaI型;計5台購入	実績:2.4百万円 (年間:13百万円)	調達先変更による原価アップ 実績200千円 (年間1.7百万円)	発電対策費 発電機購入・設置費 約6百万円 発電機レンタル費 約64百万円
飲料メーカー①	16百万円 Ge型・NaI型;計11台購入	実績:1.4百万円 (年間:8百万円)		発電機購入・設置費 約30億円
飲料メーカー②	12百万円 Ge型・NaI型;計2台購入			発電機購入・設置費 約23百万円
食品メーカー①	740千円 NaI型 1台購入			
食品メーカー②	10百万円 Ge型;1台購入	実績:1.7百万円 (年間:10百万円)		発電機購入・設置費 約10億円
食品メーカー③	サーベイメータ 1台購入	実績:50千円 (年間:300千円以上)	国内外での販売機会損失 実績 10百万円以上	
食品メーカー④	540千円 NaI型・サーベイメータ	実績:9.6百万円 (年間:58百万円)		発電機購入・設置費 約20億円

※ Ge型:約100万円・NaI型:約0.7-1百万円  
サーベイメータ約100千円

資料:各事業者からの聞き取り